

判例第 34/2020/AL 号¹

土地が国家により補償付き回収される場合における土地に対する補償価値を処分 するための遺言の作成権について

2020 年 2 月 05 日に最高人民裁判所裁判官評議会により通過され、最高人民裁判所の長官による 2020 年 2 月 25 日付決定第 50/QĐ-CA 号に従い公表された。

判例の源

ヴィンフック省における原告たるチャンヴァン Y と被告たる M 公立公証所間の「公証書面無効の宣言の請求に関する紛争」という民事事件についてのハノイに所在する高級人民裁判所による 2018 年 9 月 27 日監督審決定第 58/2018/DS-GĐT 号

判例の位置

「裁判所の認定」という部分の第 5 段落

判例の内容の概要

－ 判例の事実

土地使用权が個人により適法に創立され、その者が生きている a 間に国家が当該土地を回収する決定があり、また土地の回収は補償つき土地回収である。

－ 法的解決策

この場合、回収される土地の使用权の価値が補償価値により保障されるため、回収される土地を有する者は、右の補償価値を処分するための遺言を作成する権利を有するとしなければならない。

判例に関連する法令の規定

- － 2005 年民法第 163 条、第 181 条、第 634 条、第 646 条、第 648 条(2015 年民法第 105 条第 1 項、第 115 条、第 612 条、第 624 条、第 626 条が対応する)
- － 2003 年土地法第 42 条(2013 年土地法第 74 条が対応する)

判例のキーワード

¹この判例は、最高人民裁判所法制及び科学管理局により提案された。

「土地の回収」、「国家が土地を回収するときの補償」、「相続」、「遺言」

事件の内容

2013年6月26日付訴状及び訴訟過程における陳述により、原告たるチャンヴァンYが次のように陳述した。ヴィンフック省V県N区M街に所在する地図シート第13号の土地区画第38号は、1987年にグイエシティC(すなわちT、T1である)から譲り受けたものである。原告とC間のこの土地区画に関連する土地と付属農作物の譲渡につき、区人民委員会による確認書があり、それは原告がT1と同居することを承認した。1988年に、区人民委員会は、原告に対し、右の土地区画の使用者として認め、右の土地区画は湖を接しており、子供の面倒を見るのに都合の悪いため、別の土地区画に変更することに同意した。しかし、原告が住宅を建てること余裕がなかったため、土地区画を変更しないことにした。

1998年に、原告とCは、上記の土地区画を140,000,000ドンの価格で譲渡する内容の書面を作成した。両当事者は代金の支払につき領収書を作成しなかったが、グイエシティB(死亡した)とチャンティK(DD区D街に居住)が原告によるCへの代金支払いを目撃した。譲渡する時、原告とCは、住宅及び土地所有権の譲渡契約を作成し、1998年2月8日の日付を記入し、区人民委員会に提出した。2008年に、この土地区画が立ち退きされたため、原告の家族はこの土地区画に住まなくなった。2009年に、原告とグイエシティD家族との間、上記の土地区画に対し紛争が生じた。2013年に原告は、M公立公証所が、2011年1月26日にグイエシティDの遺言及び、グイエシティDの遺言・グイエシティT1の遺言の公表書を公証したということを知るようになった。これらの書類により、Dはヴィンフック省V県N区M街に所在する地図シート第13号の土地区画第38号の一部に対し所有・使用権を有し、グイエシティD1は、M街に所在する面積が299.8m²である地図シート第13号の土地区画第38号に対するD・Cの相続人である。このような公証は、適法ではなく、原告と家族の適法な権利利益に影響を及ぼすため、裁判所に対し上記の二つの公証書面を無効と宣言するよう申立てる。

被告たるM公立公証所(代表者による)は次のとおり陳述した。2011年1月14日に、グイエシティD1がグイエシティDをM公立公証所に連れ、Dの遺言の公証を請求した。Dによると、DとT1は結婚しているが、結婚登記をしなかった(実務上の婚姻)。T1は出産できなかったため、Dが他人と結婚したが、T1と離婚しなかった。M街に所在する住宅と地図シート第13号の土地区画第38号は、D・Cの婚姻期間中に形成した合一共有財産である。

遺言の公証請求と共にDとD1は以下の財産を証明する書類を提示した。

-フンイエン省K県S区人民委員会により認証されたT1の遺言である。従って、T1

は、上記の財産(地図シート第 13 号の土地区画第 38 号)が D との合一共有財産であると認め、それ故に T1 は D1 に残す部分にしか、遺言を公証しなかった。M 公立公証所は、T1 の遺言が適法であるとした。

-D が DD から譲渡を受けたという譲渡書面(原本)(この田畑の譲渡書面は、T 村人民委員会の確認を有する)である。その後、D は、これを N 協同組合に交換し、M 田畑を取得した。これは、現在地図シート第 13 号の土地区画第 38 号となった。

-公民の不服申立ての解決についてのヴィンフック省人民委員会による公文第 405/UBND-TD 号である。

-グイエンヴァン D の届けを回答する V 県人民委員会による 2011 年 7 月 7 日付公文第 372/UBND-KNTC 号である。

これらの二つの書類は、地図シート第 13 号の土地区画第 38 号は、宅地であると証し、立ち抜き補償の根拠である。

遺言作成時点において、D は 90 歳を越えたが、意識がはっきりしており、自己の行為を認識できる状態であった。D の配偶者、子、父親、母親である第一相続順位には、D1 しかおらず、民法法令に定める自分を支えられない未成年者、体力が弱い者、知的障害者が存在しなかったため、D が遺言により全ての財産を D1 に残すことは、遺言についての民法法令の規定に適切である。上記のことを検討した上、M 公立公証所は、D の遺言の作成は正当であり、遺言の内容も適法であるとし、D の遺言を作成した。2011 年 1 月 15 日に、D は遺言に指印するために公立公証所に行った。指印する前に、公証人は、遺言の全ての内容を D に読み、D はその内容に同意した。

D が死亡した後、D の遺言は効力となる。D1 は公立公証所に行き、遺言の公表を請求し、公立公証所は、法令の規定に従い、遺言の公表を行った。D の遺言の公証と公表の過程において、公立公証所は、当該土地区画につき紛争があると知らなかった。公立公証所は、裁判所に対し法律の規定に従い解決することを申立てる。

関連する権利義務を有する者であるグイエンヴァン D1 は、次の通り陳述した。D1 の父親である D、母親である C は、1957 年に結婚した。1959 年に、D1 の両親は、DD から V 市 DD 区 S 街に所在する土地を購入した。D1 の両親は子が生まれなかったため、1969 年～1970 年の間に、C は、D に対し、N 区 M 街に居住する H(D1 の実母)との結婚に同意した。1976 年に、D は、ヘアカットの事業を行うために 24N 号の家を購入した。T は 60N 号の家に住み、D と H は M 区に住んでいた。D1 が生まれた後、H が死亡した。1968 年に C は、60N 号の家を譲渡し、C 街に家を購入した。1986 年に C は、C 街に所在する家を譲渡し、フンイエーンへ住みに帰った。1988 年に、C は V へ住みに戻って行き、T 街第 3 号路地で家を立てた。

しかし、この土地には、お墓が多くあるため、Cは、Dと子と一緒に住むためにM街に引っ越しした。2006年以降、Cはフンイエンに戻り、D1はDとM街に所在する土地を管理に行ったが、Yはそれを同意しなかった。Yが公証書面の2つに対し、無効の宣言を請求することについては、D1が反対する。

2014年4月28日付第一審民事判決において、ヴィンフック省ヴィンイエン県人民裁判所は、以下のとおり決定した。

-1919年生まれのグイエンヴァンDによる遺言に対するヴィンフック省M公立公証所による2011年1月15日付遺言公証書、1924年生まれのグイエンティT1(T)による2009年12月16日付遺言及び1919年生まれのグイエンヴァンDの2011年1月15日付遺言を公表するヴィンフック省M公立公証所による2011年1月26日付遺言公表書の公証書が無効と宣言する。

その他、第一審裁判所は、訴訟費用についても決定した。

2014年5月12日に、グイエンヴァンD1が第一審判決の決定に反対し、控訴した。

2015年4月27日付第二審民事判決第23/2015/DS-PT号において、ヴィンフック省人民裁判所は、ヴィンイエン県人民裁判所による2014年4月28日付第一審民事判決を維持すると決定した。

2016年4月11日に、グイエンヴァンD1は、上記の第二審民事判決を監督審手続きに従い再審理するようを申立てた。

2018年4月26日付決定第08/2018/KN-DS号において、ハノイに所在する高級人民裁判所長官は、ヴィンフック省人民裁判所による2015年4月27日付第二審民事判決第23/2015/DS-PT号に対し、異議申立てをした。ハノイに所在する高級人民裁判所裁判官委員会に対し、上記の第二審民事判決及び、ヴィンフック省ヴィンイエン県人民裁判所による2014年4月28日付第一審民事判決第10/2014/DS-ST号を破棄し、事件に再び第一審の審理を行うために、事件の書類をヴィンフック省ヴィンイエン県人民裁判所に交付するよう申立てた。

監督審の公判において、ハノイに所在する高級人民検察院の代表は、ハノイに所在する高級人民裁判所裁判官委員会に対し、ハノイに所在する高級人民裁判所長官による意義申立てを認容するよう申立てた。

裁判所の認定

[1]グイエンヴァンDとグイエンティC(他の名前は、T、T1である)は、1957年から同居したが、結婚登記を行わなかった。1959年に、DはDDからM街に所在する土地を購入し、その後、N協同組合に交換し、M田畑を取得した。現在は、それが地図シート第13号の土地区画第38号となった。1969年～1970年の間に、DはHと同居し、グイエンヴァンD1が

生まれた。

[2]2009年12月16日に、Cは、上記の地図シート第13号の土地区画第38号に所在する不動産という財産の一部を私の息子(グイエンヴァン D1)に残す内容の遺言を作成した。2011年1月15日に、Dが、ヴィンフック省のM公立公証所で遺言を作成し、その内容は、上記の土地区画に所在する自己の財産分をD1に残すということである。国家が土地を回収し、再定住(または代金)により補償し、そして土地に定着する財産に対し補償するとき、D1は使用者として補償金を受けた。2010年9月7日にCが死亡した。2011年1月21日に、Dが死亡した。D・Cが死亡した後、2011年1月26日にヴィンフック省のM公立公証所(以下M公立公証所と言う)は、ヴィンフック省V県N区M街の地図シート第13号の土地区画第38号である遺産につき、T1の2009年12月16日付遺言及びDの2011年1月15日付遺言を公表する書面を出した。

[3]チャンヴァン Y は、M街に所在する地図シート第13号の土地区画第38号につき、1987年にCから譲渡を受け、1998年に両当事者が、住宅と土地所有権の譲渡書面及び土地使用譲渡契約を作成した。M公立公証所がDの遺言を公証することとD・Cの遺言の公表書面は、Yの家族の適法な権利利益に影響を及ぼすため、裁判所に提訴し、上記の二つの公証書面を無効と宣言するよう申立てる。

[4]公証法第45条の定めるところにより、裁判所に対し、公証書面の無効宣言を請求できるのは、「公証人、公証申請者、証人、関連する権利義務を有する者、管轄国家機関」である。自己が公証書面に関連する権利義務及び提訴権を有すると証明するために、Yは、2005年5月20日付100,000,000ドンの金額の支出委任状、Cによる2009年7月23日付委任契約、Cとの間の1998年2月8日付住宅と宅地の譲渡書面及び1998年2月8日付土地使用権の譲渡契約に加えて訴状を提出した。しかしながら、M街に所在する土地は、CとDの共有財産であるにもかかわらず、Yが提出した書類は、CがDの同意を得ずにYに土地を譲渡したことをのみ表している。CがDの同意を得ずに、勝手に共有財産を処分した場合、C・Y間の譲渡契約の適法性を検討すべきである。事件を解決する過程において、第一審裁判所と第二審裁判所は、Yが地図シート第13号の土地区画第38号である遺産に対する権利利益を有するのか、公証書面の無効宣言を請求する提訴権を有するのか確定するために、Yにより提出された書類・証拠及びC・Y間の譲渡契約を検査しておらず、公証書面の内容、形式、手続きしか考慮しなかった。これにより公証書面を無効と宣言することは、十分な根拠を有せず、グイエンヴァン D1の適法な権利利益に影響を及ぼすことになってしまう。

[5]そのほか、D・Cが残した遺産である地図シート第13号の土地区画第38号の使用権は、V県人民員会による2010年7月21日付決定第1208/QĐ-UBND号により回収され

たが、回収された土地を有する者の土地所有権の価値は、土地法の規定により保障されている。それ故に、D・C は、D1 に財産を残すために遺言を作成する権利を有する。第一審裁判所、第二審裁判所は、ヴィンフック省人民裁判所による 2009 年 5 月 22 日付判決第 45/2009/DS-PT 号を根拠とし(一方で、この第二審判決においては、審理合議体が、第一審判決の破棄をし、事件解決を停止するに過ぎなかった。)、D の遺言の作成時点において遺産は存在しない財産の部分である(地図シート第 13 号の土地区画第 38 号に所在する不動産)と確定することは、正確ではない。そのため、事件を再審理するとき、事件を徹底に解決し、当事者の権利利益を保障できるように、チャンヴァン Y・グイエンティ C 間の住宅・土地譲渡契約の法的価値、D・C により作成された遺言の適法性と共に遺言の公表書面の適法性のいずれも考慮する必要がある。

上記を踏まえて、

決定

2015 年民事訴訟法第 337 条 1 項 a 号、第 343 条 3 項、第 345 条に基づき、

1. ヴィンフック省における原告たるチャンヴァン Y と被告たる M 公立公証所間の「公証書面無効の宣言の請求に関する紛争」という事件についてのヴィンフック省人民裁判所による 2015 年 4 月 27 日付第二審民事判決第 23/2015/DS-PT 号及びヴィンフック省ヴィンイェン県人民裁判所による 2014 年 4 月 28 日付第一審民事判決第 10/2014/DS-ST 号を破棄する。

2. 法律の規定に従い再び第一審の審理を行うためにヴィンフック省ヴィンイェン県人民裁判所に事件書類を交付する。

判例の内容

「[5]... D・C が残した遺産である地図シート第 13 号の土地区画第 38 号の使用権は、V 県人民員会による 2010 年 7 月 21 日付決定第 1208/QĐ-UBND 号により回収されたが、回収された土地を有する者の土地所有権の価値は、土地法の規定により保障されている。それ故に、D・C は、D1 に財産を残すために遺言を作成する権利を有する...」